

### 指定難病医療受給者証の転入・転出の手続

#### ■転入

受給者証を交付しますので、居住区の受付窓口に必要な書類を持参し申請してください。

**持** 転入前の自治体で交付された受給者証、健康保険証、市県民税・所得確認書類等 ※受給者証は、支給認定の有効期間内であることが必要です。

※保険の種類や世帯人数、市県民税・所得の変更等がある場合、自己負担上限額や適用区分が変更になることがあります。変更項目により必要書類が異なりますので、受付窓口へお尋ねのうえ申請してください。

#### ■転出

返還届、本市の受給者証を、居住していた区の受付窓口を持参または郵送してください。(返還届は受付窓口か市ホームページからダウンロード可能です。)

※転出先の自治体で指定難病の特定医療費支給認定申請の転入手続き後、指定医療機関の精算がすべて完了してから申請してください。

#### 【受付窓口】

中央区役所福祉課：☎328-2313

東区役所福祉課：☎367-9177

西区役所福祉課：☎329-5403

南区役所福祉課：☎357-4129

北区役所福祉課：☎272-1118

(医療対策課 ☎364-3300)

### 視覚障害者IT講座 受講生募集

**期** 毎月第2木曜日、第3日曜日 **時** 木曜日：午前10時～正午(個別講座) / 日曜日：午前10時半～午後0時半(個別講座)、午後1時～3時(スマホ初心者向け) **場** 県身体障がい者福祉センター(東区長嶺南2丁目3-2) **内** パソコンやスマートフォンの操作 **対** 市内に住む視覚障がいのある方 **定** 各講座5人(先着順) **申** 各講座開催月の第一営業日(水曜日休館)より電話(☎383-6333)またはメール(sikaku-k@titan.ocn.ne.jp)で熊本県点字図書館へ

詳しくは、熊本県点字図書館のホームページ(https://kumaten.jimdo.free.com)へ。

(障がい福祉課 ☎361-2519)

### 65歳以上の皆さんへ 令和6年度介護保険料を仮算定します

介護保険料は、本人の所得等や世帯の市民税の課税状況に応じて15段階に分かれます。

年度当初の介護保険料は、算定の基礎となる令和5年中の所得等が未確定のため、令和4年中の所得等をもとに仮算定した金額となります。

今回、令和6年度からの保険料額を改定しました。令和5年中の所得等が確定した後、本算定を行い、仮算定期間(今回お知らせする保険料額)を含めて調整した本年度の保険料額を7月末に通知します。

### ■普通徴収(納付書払、口座振替など)の方へ

4月上旬に、令和6年度の介護保険料(仮算定)の納付通知書を送付します。なお、令和5年8月以降に保険料段階が下がった方や、介護保険料の減免を受けた等の理由で特別徴収が停止となった方も、普通徴収に切り替わります。年額18万円以上の高齢・退職年金、障害年金、遺族年金を受給している方は、一定期間経過後に普通徴収から特別徴収(年金天引き)へ自動的に切り替わります。

### ■特別徴収(年金から天引き)の方へ

令和6年度4・6・8月の介護保険料は、令和6年2月の年金から天引きされた介護保険料と同額となります。昨

年7月末に送付した保険料決定通知書に記載されていますのでご確認ください。(今回改めて通知書は送付しません。再発行は各区福祉課へ。)

なお、令和6年4月から特別徴収を開始するには2月中旬に4・6・8月の介護保険料額を通知しています。

また、令和6年6月から新たに特別徴収が開始される方については、4月上旬に通知書を送付しますのでご確認ください。

詳しくは、市ホームページへ。

**問** 各区福祉課 [中央区は(☎328-2311)、東区は(☎367-9127)、西区は(☎329-5403)、南区は(☎357-4129)、北区は(☎272-1118)]

(介護保険課 ☎328-2347)



### 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯)

支給額 1世帯当たり10万円

#### ■支給対象世帯

- ・世帯員が令和5年度住民税非課税の方と住民税均等割のみ課税の方のみで構成される世帯
  - ・世帯員全員が令和5年度住民税均等割のみ課税される世帯
- ※基準日:令和5年(2023年)12月1日時点の住民票上の世帯

#### ■申請方法等

2月29日(木)に支給のお知らせ(はがき)または支給要件確認書(封筒)を発送しています。

支給要件確認書が送られてきた世帯は、申請が必要となります。確認書の受け付け、内容確認後、順次支給を行います。

■申請期限 令和6年(2024年)8月31日(土)

### 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(こども加算)

支給額 児童一人当たり5万円

#### ■支給対象世帯

- ・電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(住民税非課税世帯)の子育て世帯
- ・電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯)の子育て世帯

原則として上記世帯のうち、次の①～③のいずれかに該当する世帯が対象です。

- ①上記給付金対象者(世帯主)と基準日において同一世帯の18歳以下の児童(平成17年4月2日生まれ以降の児童)がいる世帯
- ②基準日以降(令和5年12月2日以降)に生まれた新生児がいる世帯
- ③別世帯にいる18歳以下の児童を扶養している世帯

#### ■申請方法等

2月29日(木)に支給要件確認書(封筒)を発送しています。支給要件確認書が送られてきた世帯は、申請が必要となります。確認書の受け付け、内容確認後、順次支給を行います。

■申請期限 令和6年(2024年)8月31日(土)

熊本市価格高騰重点支援給付金コールセンター

☎355-8866

午前9時～午後5時(土日祝除く)

健康福祉政策課 ☎328-2340

### 専門職による各種相談のご案内

無料

場所 市庁舎3階広聴課相談室

種類(相談員)	相談内容	相談日時	定員	申し込み
法律相談(弁護士)	個人に関わる法的解釈を必要とするものなど(電話による相談)	月曜・水曜・金曜日(各曜日毎月4回まで) 午後1時～4時(1人20分まで)	各8人(先着順)	予約専用電話/☎234-7499 受付開始/相談日の2週間前の週の月曜日(祝日の場合翌日) 受付時間/平日の午前8時半～午後5時
	個人に関わる法的解釈を必要とするものなど(電話または面接による相談)	火曜日(毎月4回まで) 午後1時～4時(1人20分まで)	各8人(先着順)	予約専用電話/☎325-0020 受付開始/相談日の2週間前の週の月曜日(祝日の場合翌日) 受付時間/平日の午前9時～午後5時
相続・登記相談(司法書士)	相続や土地・建物登記など(電話または面接による相談)	木曜日(毎月3回) 午後1時～4時(1人30分まで)	各12人(先着順)	予約専用電話/☎234-7499 受付開始/相談日の2週間前の週の月曜日(祝日の場合翌日) 受付時間/平日の午前8時半～午後5時
税務相談(税理士)	所得税・相続税・贈与税など(電話または面接による相談)	月曜日(毎月3回) 午後1時～4時(1人30分まで)	各6人(先着順)	予約専用電話/☎234-7499 受付開始/相談日の2週間前の週の月曜日(祝日の場合翌日) 受付時間/平日の午前8時半～午後5時
民事介入暴力相談(暴力追放相談委員)	暴力団に関するあらゆる相談(電話または面接による相談)	月曜日 午前9時～正午	—	予約不要。相談時間内に広聴課または専用電話☎328-2933へ

※祝日および年末年始を除く。

(広聴課 ☎328-2075)

日=日時 期=期日、期間 時=時間 場=場所 内=内容 題=演題 師=講師 出=出演 対=対象 定=定員 費=費用 持=持参物 申=申込 問=問い合わせ先

### 広告



## 熊本県総合保健センターで特定健診・熊本市がん検診を一緒に受診できます!

当センターでは施設健診・巡回健診を行っています。

職場で受ける機会が無い方は、ぜひお申込みください。詳しくは下記連絡先へ個人・法人問わずお気軽にお問い合わせください。



#### お問い合わせ先

公益財団法人

熊本県総合保健センター

〒862-0901 熊本市東区東町4丁目11-1

TEL

施設健診 096-365-2323 巡回健診 096-365-2511

受付時間 9:00～12:00 13:00～16:00 土日祝を除く

HPIはこちら



くまもと市政だよりへの広告(後半ページ下欄)を募集中。販売代理店の株式会社ウィット(☎072-668-3275)へ。※広告内容などは本市が推奨するものではありません。